株主各位

山口県下関市細江町2丁目2番1号 株式会社 原 産 代表取締役社長 4 本

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催い たしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、第1号議案として「種類株式発行に係る定款一部変更の件」 を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条第1項第1号 に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させてい ただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますの で、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行 使書用紙に賛否をご表示いただき、本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総 会の日時の直前の営業時間の終了時である2019年7月1日(月曜日)午後6時までに 到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

勘 旦

記

- 1 H 時 2019年7月2日 (火曜日) 午後2時00分(受付開始:午後1時30分)
- 2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号 下関グランドホテル2階 飛翔の間
- 3. 目的事項

【臨時株主総会】

決議事項第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式 (A種種類株式) 発行の件

第3号議案 事業目的に係る定款一部変更の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

【普诵株主様による種類株主総会】

決議事項議 案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

DJ F

- ●ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 ●ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ●株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト
- (https://www.harakosan.co.jp/) に掲載させていただきます。 ●本株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイト (https://www.harakosan.co.jp/) へ掲載 させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【臨時株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、有利子負債残高の一部につき、銀行等に元金の返済の猶予をお願いしている状況が継続しており、このような状況を改善するための弁済手法について検討してまいりました。また、資本の増強も課題となっておりました。有利発行による種類株式(以下「本種類株式」といいます。)の第三者割当による新株発行として債務の株式化(DES)を実施し、有利子負債の圧縮と資本の増強を行うことで、当社の経営課題解消に向けて大きく前進できるため、第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)を実施することが不可欠であるとの判断に至りました。

つきましては、本臨時株主総会の第2号議案「第三者割当による募集株式(A種種類株式)発行の件」で取り上げますA種種類株式の発行を可能とするために、発行可能株式総数を変更し、A種種類株式に関する規定を新設するものであります。また、現行定款において規定されている第1種優先株式は現在発行されていないことから、第1種優先株式に関する規定は削除するものであります。

A種種類株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本議案の効力発生は、第2号議案「第三者割当による募集株式(A種種類株式)発行の件」が原案どおり承認可決されること、また、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本臨時株主総会によるご承認に加えて、普通株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第二章 株式 | 第二章 株式 |
| (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は 294,700,000株とし、各種類の株式の発 行可能種類株式総数は、それぞれ、普通 株式については294,700,000株、第1種 優先株式については29,550,000株とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は 758,769,500株とし、各種類の株式の発 行可能種類株式総数は、それぞれ、普通 株式については758,769,500株、 <u>A種種</u> 類株式については4,650,000株とする。 |

現行定款

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式<u>及び第1種優</u> <u>先株式の単元株式数はそれぞれ</u>100株と する。

第二章の二 優先株式

(第1種優先株式の発行)

第10条の2 当会社の発行する第1種優先株式の内容は、以下のとおりとする。

(優先配当金)

第10条の3 当会社は、毎年10月末日の 最終の株主名簿に記録された第1種優先 株式を有する株主(以下「第1種優先株 主」という。) または第1種優先株式の 登録株式質権者(以下「第1種優先登録 質権者」という。)に対し、普通株式を 有する株主(以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者(以下 「普通登録質権者」という。)に先立ち、 第1種優先株式1株につきその発行価額 の3%を乗じた額又は当該事業年度にお ける普通株主への年間配当額の125%相 当額のいずれか高い額を上限に、第1種 優先株式の発行に先立って取締役会の決 議により定める額の剰余金の配当(以下 「本優先配当金」という。) を行う。ただ し、当該配当の基準日と同じ事業年度中 の基準目により、次項に定める本優先中 間配当金の全部または一部を支払ったと きは、その額を控除した額とする。

2. 当会社は、第30条に基づき中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の中間配当(以下「本優先中間配当金」という。)を行なう。

変更案

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株とする。

(削 除)

(削 除)

(削除)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|-------|
| (優先配当金の非累積) 第10条の4 ある事業年度において、第 1種優先株主または第1種優先登録質権 者に対して支払う金銭による剰余金の配 当の額が本優先配当金の額に達しないと きは、その不足額は翌事業年度以降に累 積しない。 | (削 除) |
| (利益配当への非参加) 第10条の5 第1種優先株主または第1 種優先登録質権者に対しては、本優先配 当金を超えて剰余金の配当は行わない。 | (削 除) |
| (残余財産の分配) 第10条の6 当会社は、残余財産を分配 するときは、第1種優先株主または第1 種優先登録質権者に対し、普通株主また は普通登録質権者に先立ち、第1種優先 株式1株につき発行価額相当の金銭を支 払う。 2. 第1種優先株主または第1種優先 登録質権者に対しては、前項のほか、残 余財産の分配は行わない。 | (削 除) |
| (議決権) 第10条の7 第1種優先株主は、法令に 別段の定めがある場合を除き、株主総会 において議決権を有しない。 | (削 除) |
| (種類株主総会) 第10条の8 当会社が、会社法第322条第 1項各号に掲げる行為をする場合におい ては、法令に別段の定めのある場合を除 くほか、第1種優先株主を構成員とする 種類株主総会の決議を要しない。 2. 第13条、第14条及び第16条の規定 は、種類株主総会にこれを準用する。 | (削 除) |

| 現行定款 (株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の9 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1種優先株式の双方について、同時に同一の割合で分割する。3. 当会社は、当会社の株主に株式の株式無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を、第1種優先株主又は第1種優先と登録質権者には第1種優先株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式には第1種優先株式には普通株式には第1種優先株式の割当でを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株大の割当でを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株大の割当でを受ける権利を、老れで計算が権の割当でを受ける権利を、名れて計算を表しませ、普通株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当でを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。ときは、普通株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当でを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 6. 当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当でを行なうときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を目的とずる新株予約権の無償割当でを行なうときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を目的とずる新株予約権の無償割当でを、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を経り、第1種集生を表している。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり | | |
|---|---|---------|
| を受ける権利) 第10条の9 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。 2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1種優先株式の双方について、同時に同一の割合で分割する。 3. 当会社は、当会社の株主に株式の株式無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を、第1種優先登録質権者には第1種優先登録質権者には第1種優先教試質権者には第1種優先株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。 4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第通株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 5. 当会社は、当会社の株主に募集新株子約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 5. 当会社は、当会社の株主に募集を表しる。 5. 当会社は、当会社の株主に募集を表した。第1種優先株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をを受ける権利をを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 6. 当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを行なうときは、普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを行なうときは、普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、ともは、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを行なうときは、普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、 | 現行定款 | 変更案 |
| | (株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の9 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。 2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1種優先株式の分割する。 3. 当会社は、当会社の株主に株式の大について、同時に同一の割合で分割する。 3. 当会社は、当会社の株主に株式の株式無質割当てを行うときは、普通を、業工を行うときは、当会社は、当会社の株式無質割当てを行うときは、当会社の株主に募集株式で調査優先株式をで割当てる。 4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株式には第1を与当るで割当てを受ける権利を、第1種優先株式には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それでも同一の割合で与える。 5. 当会社は、当会社の株主に募集新株子約権の割当てを受ける権利をを与えるをきは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をを与えるときは、普通株主には第1種優先株主には第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを行なうときは、普通を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 6. 当会社は、当会社の株主に新株子約権の無質割当てを行なうときは、普通株式を目前登録質権者には普通株式を | 2424214 |
| 者には第1種優先株式を目的とする新株 予約権の無償割当てを、それぞれ同時に 同一の割合で行なう。 | 予約権の無償割当てを、それぞれ同時に | |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の10 第1種優先株主は、第1種 優先株式の発行に際して取締役会の決議 で定める取得を請求することができる期間中、当該決議で定める条件に従い、当 会社が第1種優先株式を取得するのと引 換えに当会社普通株式1株を第1種優先 株主に対して交付することを請求するこ とができる。 | (削 除) |
| (普通株式を対価とする取得条項) 第10条の11 当会社は、当会社が消滅会社となる6併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当会社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合には、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引き換えに、第1種優先株式1株を第1種優先株式1株を第1種優先株式1株を第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。 | (削 除) |
| (優先順位) 第10条の12 本優先配当金、本優先中間 配当金および第1種優先株式の残余財産 の支払順位は、当会社の発行する他の種 類の優先株式と同順位とする。 | (削 除) |
| (新 設) | 第二章の二 種類株式 |
| (新 設) | (A種種類株式の発行) 第10条の2 当会社の発行するA種種類 株式の内容は、以下のとおりとする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|--|
| (新 設) | (配当) 第10条の3 当会社は、A種種類株式を 有する株主(以下「A種種類株主」とい う。)及びA種種類株式の登録株式質権 者(以下「A種種類登録株式質権者」と いう。)に対しては、配当を行わない。 |
| (新 設) | (議決権) 第10条の4 A種種類株主は、当会社の 株主総会において議決権を有しない。 |
| (新 設) | (種類株主総会) 第10条の5 当会社が、会社法第322条第 1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 |
| (新 設) | (株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の6 当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。 2. 当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|---|
| | 3. 当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。 4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 5. 当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には質割出てを与えるときは、当会社に、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には自当に同一の割合で与える。 6. 当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で与える。 6. 当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行うとする新株予約権の割当てを、A種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。 |
| (新 設) | (普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の7 (1) 取得時期 A種種類株主は、A種種類株式発 行後、2019年7月3日(当該日が 営業日でない場合には、翌営業日) 以降はいつでも当会社に対して、 以下に定める算定方式に従って算 出される数の当会社の普通株式を 対価として、その有するA種種類 株式の全部又は一部を取得するこ とを請求することができるものと する。 |

| | 1 |
|------|--|
| 現行定款 | 変更案 |
| | (2) 取得と引換えに交付する普通株式の数 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第(3)号に定める取得比率(但し、本条第(4)号の規定により調整される。)を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。 (3) 当初取得比率 取得比率は、本項第(4)号の規定により調整されることがある。 し、取得比率の調整 (a) 当会社は、A種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普及は変更を生じる場ある場合は、次に定める第五という。) により取得比率を調整式」という。) により取得比率を調整式」という。) により取得比率を調整式」という。) により取得比率を調整する。 |
| | 画整後 取得比率 画整前 取得比率 医発行株式数 + 新発行・処分株式数 有発行・処分株式数 1 株当たり の払込金額 (b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|-----------------|
| | ① 本写(c)②に定額を下で、 |

| ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号(c)②に定める時価を下回る価額をもってする会社普通株式を交付のを発行する場合を含む。)又は本号の定場合を含む。)又は本号(c)②に定める時価会社普通株式の交付を請求できる新株的権付債を多の権者しての場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を含む。)、統一の場合を発行する。 「特性情色のが当れている。」、統一の場合を含む。)、統一の会社を表現では、新株の会でが当れて、新株の会では、新株の会では、新株の会に、 「特性情色のとれて、一方のといる。」、 「特性情色の場合である。」、 「特性情色の場合である。 「特性情色の場合である。」、 「特性情色の場合である。」、 「特性情色の場合である。」 「特性情色の表し、 「特性情色の場合である。」 「特性情色のは情色の場合である。」 「特性情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは情色のは | 現行定款 | 変更案 |
|---|------|--|
| 合は割当日)の翌日以降 これを適用する。但し、 その権利の割当てのため の基準日がある場合は、 その日の翌日以降これを 適用する。 | | て、(c)②にを会員行の場合では、 で、(c)②にをを交も慣りでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をできる。 のででは、 をできる。 のででは、 のででは、 のが、 をできる。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 |

| (4) 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(c)②に額をもって当会社普価を下回る価株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得目の翌日以降に北を適用する。 (5) 本号(b)①乃至③の各取引において、その権準目の形式のための基準目が到過当てのための基準目が到過当でのための基準目が到過当でのための基準を会別は、かつ、各取基準を会別に関係を会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)①乃至③の定めに関わらず、減承認があった日の至りとされ、当該承認があった日の至りに関わらず、当該承認があった日の至りに関わらず、計画を適用する。 (c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。 | | 項付種類株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。 (5)本号(b)①乃至③の各取引において、その権利の割 |
|--|------------|--|
| ① 円位未満小数第3位まで 算出し、その小数第3位 を四捨五入する。 | <u>(c)</u> | 定され、かつ、各取引の 効力の発生が当該基準日 以降の株主総会又は取締 役会その他当会社の機関 の承認を条件としている ときは、本号(b)①乃至③ の定めに関わらず、調整 後行使比率は、当該承認 があった日の翌日以降、 これを適用する。 シ 取得比率はの計算につい ては、次に定めるところによ る。 ① 円位未満小数第3位まで 算出し、その小数第3位 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| STITION STATE OF THE PROPERTY | ② 取得個人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工 |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | (d) 本号(b)の取得比率の調整を必に表社は、当会社は、当会社は、当会社は、当会社は、当会社は、当会社とする場合には、当会社とのではる場合には、当会社とのが表されての。 株式の併合する社とを承継と会社を承継を会社で変更を会のを生きるのでは、当るとのででは、当るとのでは、当の通用の目の前の通知をでは、当のできないときば、、当のにこれを行う。 |

第2号議案 第三者割当による募集株式(A種種類株式)発行の件

1. 提案の理由

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって募集株式 (A種種類株式)を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の募集株式 (A種種類株式) に付されております取得請求権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本臨時株主総会の第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び普通株主様による種類株主総会の議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 募集の概要

| | 95-9K-1-1952 | | | | |
|-----|--------------|---|--|--|--|
| (1) | 払込期日 | 2019年7月3日 | | | |
| (2) | 発行新株式数 | A種種類株式4,640,771株 なお、A種種類株式の内容につきましては、第1号議案 「種類株式発行に係る定款一部変更の件」をご参照くだ さい。 | | | |
| (3) | 発行価額 | 1株につき145円 | | | |
| (4) | 発行価額の総 額 | 672,911,795円 全額現物出資 (DES) の方法によります。 | | | |

出資の目的とする財産は、割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高合計938,357,453円(元金905,152,000円、利息33,205,453円)のうち元金部分の一部である672,911,795円に相当する債権であり、内訳及び各債権に関する詳細は以下のとおりです。

MAJOR LERCH LPが当社に対して有する貸付金債権残高600,167,671円 (元金600,000,000円、利息167,671円) のうち元金部分の一部である367,868,625円に相当する債権

債権の表示:2019年1月25日付金銭消費貸借契

約書に基づく貸付金債権(※1)

当初債権者:EVOLUTION JAPAN アセットマネジ メント株式会社 (2019年1月25日 付金銭消費貸借契約による貸付金

債権)

元 金:総額600,000,000円(当初元金総額

600,000,000円)

担保の有無:無し

返済期日:2021年4月30日(※2)

利息:年利 0.1%

弁済方法:期日一括弁済

TOMODACHI INVESTMENT LPが当社に対して有する貸付金債権残高169,094,891円 (元金152,576,000円、利息16,518,891円) のうち元金部分の一部である152,521,585円に相当する債権

債権の表示:2007年10月19日付分割貸付金銭消

費貸借契約証書による貸付金債権

(*1)

当初債権者:株式会社りそな銀行(2007年10月

19日付分割貸付金銭消費貸借契約

証書による貸付金債権)

元 金:総額152,576,000円(当初元金総額

686,000,000円)

担保の有無:無し 返済期日:2021年3月12日(※2)

利息:年利 0.1% 弁済方法:期日一括弁済

出資の目的と (5) する財産の内 容及び価額 US/JAPAN BRIDGE FINANCE LPが当社に対して有する貸付金債権残高169,094,891円 (元金152,576,000円、利息16,518,891円) のうち元金部分の一部である152,521,585円に相当する債権

債権の表示:2007年10月19日付分割貸付金銭消

費貸借契約証書による貸付金債権

(※1)

当初債権者:株式会社りそな銀行(2007年10月

19日付分割貸付金銭消費貸借契約

証書による貸付金債権)

元 金:総額152,576,000円(当初元金総額

686,000,000円)

担保の有無:無し

返済期日:2021年3月12日(※2)

利息:年利 0.1% 弁済方法:期日一括弁済

出資される債権の価額は、いずれも債権の額面金額と同額となります。

※1 債権譲渡について

当初債権者であるEVOLUTION TAPAN アセットマネ ジメント株式会社と当社との間の2019年1月25日 付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金銭債権は、 当初債権者である株式会社りそな銀行から、2019 年3月13日付の「債権者の異動に関するお知らせ」 のとおり、当初債権者グループの関係会社である MATOR LERCH LPを譲受人として譲渡されました。 また、当初債権者である株式会社りそな銀行と当 社との間の2007年10月19日付分割貸付金銭消費貸 借契約証書による貸付金債権は当初返済期限が到 来した有利子負債に係る債権が2018年12月12日EVO FUNDの属するグループの関連会社に譲渡され、当 該債権者から2019年3月20日付の「債権者の異動 に関するお知らせ」のとおり、TOMODACHI INVESTMENT LPとUS/JAPAN BRIDGE FINANCE LPを共 同譲受人として譲渡されました。

| | ※2 弁済期の到来について |
|------------|---|
| | 現物出資の目的となる財産については、会社法上、 |
| | 原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又 |
| | は税理士等による調査が義務付けられております |
| | が、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社 |
| | に対する金銭債権である場合については、会計帳 |
| | 簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲 |
| | 内である場合には、検査役又は専門家による調査 |
| | を要しないこととされております(会社法第207条 |
| | 第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権 |
| | は、弁済期が到来しているものに限られるため、 |
| | 現物出資の対象となる貸付金債権の弁済期を、い |
| | ずれも払込期日 (2019年7月3日) において本第 |
| | 三者割当を実施する時点とすることを合意してお |
| | ります。このため、本第三者割当における金銭債 |
| | 権の現物出資につき、検査役又は専門家による調 |
| | 査は行いません。 |
| | なお、MAJOR LERCH LP、TOMODACHI INVESTMENT LP |
| | 及びUS/JAPAN BRIDGE FINANCE LPが当社に対して |
| | 有する上記貸付金債権及びこれに対する経過利息 |
| | のうち、現物出資の対象となる貸付金債権以外の |
| | 債権につきましては、割当予定先に対して、債務 |
| | 免除の要請をし当該要請を受けていただいたこと |
| | により、当事業年度において、33百万円を債務免 |
| | 除益として特別利益として計上いたします。 |
| (6) 募集又は割当 | 第三者割当によります。 |
| 方法 | ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| / 家、割当予定先及 | MAJOR LERCH LP 2,537,025株 |
| (7) が割当株式数 | TOMODACHI INVESTMENT LP 1,051,873株 |
| | US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP 1,051,873株 |

| 増加する資本 (8) 金額及び資本 準備金 | 資本金 336, 455, 898円 資本準備金 336, 455, 897円 |
|-----------------------------|--|
| (9) その他 | 上記各号については、本臨時株主総会において、本種類株式の新設を含む当社定款の変更及び第三者割当増資に関する議案が承認(特別決議)されること、普通株主様による種類株主総会において本種類株式の新設を含む当社の定款の変更に関する議案が承認(特別決議)されること、及び金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件としています。なお、本種類株式には議決権は付されておらず、また譲渡制限は付されておりません。本種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、取得価額0円で随時請求権を行使可能であります。また、金銭を対価とする取得請求権は付されております。また、金銭を対価とする取得請求権は付されておりません。 |

3. 割当予定先の概要

| O. D. | | |
|-------|-------------------------|--|
| (1) | 名称 | MAJOR LERCH LP |
| (2) | 所在地 | 160 Greentree Dr. Ste 101, Dover, Kent County, DE 19904 |
| (3) | 設立根拠 | デラウェア州法に基づく有限責任組合 |
| (4) | 組成目的 | 投資目的 |
| (5) | 組成日 | 2015年7月14日 |
| (6) | 出資の総額 | 払込資本金:1米ドル 純資産:約1米ドル |
| (7) | 出資者・出資 比率・出資者 の概要 | マイケル・ラーチ 100% Longevity Advisors LLC (GP) Managing Partner 兼 EVO FUND (GP) 代表取締役 |

| | | | 名称 | Longevity Advisors LLC |
|--|----------|----------|----------------------------|--|
| | | 業務執行組合員 | 所在地 | c/o National Registered Agents, Inc., 160 Greentree Dr. Ste. 101, Dover, DE 19904, USA |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | 該当なし |
| | | | 代表者の役職 ・氏名 | Managing Partner: マイケル・ラーチ Authorized Signatory: リチャード・チ ゾム |
| | | 員 1 | 事業内容 | 投資 |
| | | 1 | 出資の総額 | 払込資本金:100米ドル 純資産:約100米ドル |
| | 業務執行組合 | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |
| | 員の概 | 業務執行組合員2 | 名称 | EVO FUND |
| | <i>A</i> | | 所在地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | | | 代表者の役職 ・氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム |
| | | | 事業内容 | 投資 |
| | | | 出資の総額 | 払込資本金: 1 米ドル 純資産:約46.28百万米ドル |
| | | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |

| (9) | 国内代理人の 概要 | 名称 所在地 代表者の役職 ・氏名 事業内容 資本金 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン 金融商品取引業 9億9,405万8,875円 |
|------|----------------------------|--|--|
| (10) | 上場会社と当 該割当予定先 との間の関係 | 型 上 支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 | 当 社 は、当 該 LP に 対 し、元 金 600,000,000円の債務及び167,671円の利息債務を負っております。 業務執行組合員であるEVO FUNDが、本日付で当社第4回新株予約権を行使し、当社普通株式116,000,000株(発行済株式総数の61.15%)及び当社第4回新株予約権1,050,000個を保有しております。 該当事項はありません。 |

| (1) | 名称 | TOMODACHI INVESTMENT LP | | |
|-----|-------------------------|--|--|--|
| (2) | 所在地 | 160 Greentree Dr. Ste 101, Dover, Kent County, DE 19904 | | |
| (3) | 設立根拠 | デラウェア州法に基づく有限責任組合 | | |
| (4) | 組成目的 | 投資目的 | | |
| (5) | 組成日 | 2016年5月21日 | | |
| (6) | 出資の総額 | 払込資本金: 1 米ドル 純資産:約1 米ドル | | |
| (7) | 出資者・出資 比率・出資者 の概要 | マイケル・ラーチ 100% Longevity Advisors LLC (GP) Managing Partner 兼 EVO FUND (GP) 代表取締役 | | |

| | | | 名称 | Longevity Advisors LLC |
|--|------------|-------------|----------------------------|--|
| | | 業務執行組合 | 所在地 | c/o National Registered Agents, Inc., 160 Greentree Dr. Ste. 101, Dover, DE 19904, USA |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | 該当なし |
| | | | 代表者の役職 ・氏名 | Managing Partner: マイケル・ラーチ Authorized Signatory: リチャード・チ ゾム |
| | | 合 員 1 | 事業内容 | 投資 |
| | | 1 | 出資の総額 | 払込資本金:100米ドル 純資産:約100米ドル |
| | 業務執 行組合 | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |
| | 員の概 | 業務執行組合員2 | 名称 | EVO FUND |
| | | | 所在地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | | | 代表者の役 職・氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム |
| | | | 事業内容 | 投資 |
| | | | 出資の総額 | 払込資本金:1米ドル 純資産:約46.28百万米ドル |
| | | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |

| (9) | 国内代理人の 概要 | 名称 所在地 代表者の役職 ・氏名 事業内容 資本金 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン 金融商品取引業 9億9,405万8,875円 |
|------|----------------------------|--|---|
| (10) | 上場会社と当 該割当予定先 との間の関係 | 世 上 支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 | 当 社 は、当 該 LP に 対 し、元 金 152,576,000円の債務及び16,518,891円の利息債務を負っております。 業務執行組合員であるEVO FUNDが、本日付で当社第4回新株予約権を行使し、当社普通株式116,000,000株(発行済株式総数の61.15%)及び当社第4回新株予約権1,050,000個を保有しております。 該当事項はありません。 |

| (1) | 名称 | US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP | | |
|-----|-------------------------|--|--|--|
| (2) | 所在地 | 160 Greentree Dr. Ste 101, Dover, Kent County, DE 19904 | | |
| (3) | 設立根拠 | デラウェア州法に基づく有限責任組合 | | |
| (4) | 組成目的 | 投資目的 | | |
| (5) | 組成日 | 2017年4月20日 | | |
| (6) | 出資の総額 | 払込資本金:1米ドル 純資産:約1米ドル | | |
| (7) | 出資者・出資 比率・出資者 の概要 | マイケル・ラーチ 100% Longevity Advisors LLC (GP) Managing Partner 兼 EVO FUND (GP) 代表取締役 | | |

| | | | 名称 | Longevity Advisors LLC |
|-----|------------|----------|----------------------------|--|
| | | 業務執行組合員 | 所在地 | c/o National Registered Agents, Inc., 160 Greentree Dr. Ste. 101, Dover, DE 19904, USA |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | 該当なし |
| | | | 代表者の役職 ・氏名 | Managing Partner: マイケル・ラーチ Authorized Signatory: リチャード・チ ゾム |
| | | 員 1 | 事業内容 | 投資 |
| | | 1 | 出資の総額 | 払込資本金:100米ドル 純資産:約100米ドル |
| | 業務執 行組合 | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |
| (8) | 員の概要 | 業務執行組合員2 | 名称 | EVO FUND |
| | | | 所在地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands |
| | | | 国内の主たる 事務所の責任 者及び連絡先 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | | | 代表者の役職 ・氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム |
| | | | 事業内容 | 投資 |
| | | | 出資の総額 | 払込資本金:1米ドル 純資産:約46.28百万米ドル |
| | | | 主たる出資者 及びその出資 比率 | マイケル・ラーチ 100% |

| (9) 国概 | 内代理人の 要 | 名称 所在地 代表者の役職 ・氏名 事業内容 資本金 | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン 金融商品取引業 9億9,405万8,875円 |
|--------|-------------------------|---|---|
| (10) 該 | 場会社と当 割当予定先 の間の関係 | 上該の上該の上表フ係会ア係とド社ンのと方社ととり社へのとり社へのとり社へのとり </td <td>当 社 は、当 該 LP に 対 し、元 金 152,576,000円の債務及び16,518,891円の利息債務を負っております。 業務執行組合員であるEVO FUNDが、本日付で当社第4回新株予約権を行使し、当社普通株式116,000,000株(発行済株式総数の61.15%)及び当社第4回新株予約権1,050,000個を保有しております。 該当事項はありません。</td> | 当 社 は、当 該 LP に 対 し、元 金 152,576,000円の債務及び16,518,891円の利息債務を負っております。 業務執行組合員であるEVO FUNDが、本日付で当社第4回新株予約権を行使し、当社普通株式116,000,000株(発行済株式総数の61.15%)及び当社第4回新株予約権1,050,000個を保有しております。 該当事項はありません。 |

4. 特に有利な金額で募集株式 (A種種類株式) を発行する理由

当社は、2008年の米国サブプライムローン問題の顕在化に端を発した世界的な景気後退によるわが国の経済の減速、金融市場の収縮、不動産市況の悪化による影響を受け、2009年2月期より業績は大幅に悪化しました。大幅に経営環境が変化する中で、子会社整理、大幅な経費節減、たな卸資産の売却、有利子負債の圧縮等、財務体質の改善を進めつつ、選択と集中による子会社の処分や人員の適正化によってスリムな経営体質への転換に努め、安定的に収益が見込める不動産賃貸管理事業や仲介事業に注力してまいりました。さらには、2015年6月に新たな事業分野としての中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、戸建企画住宅の販売等の販売用不動産の仕入及び開発資金を目的として、第三者割当増資を実施し、事業資金を確保、最終利益の黒字化を目指してまいりました。

こうした財務改善策を進めた結果、当社の有利子負債は、2009年2月期には35,420百万円に上っておりましたが、過去のたな卸資産の売却をほぼ完了し、また債務の株式化を行って有利子負債の圧縮と資本の増強を進めつつ、財務基盤の拡充を図った結果、2018年10月期には、有利子負債を1,449百万円まで圧縮できました。また、増資後、初めての最終黒字の計上に至りました。なお、具体的な決算期毎の状況は次のとおりです。

2016年2月期(連結決算)は、増資した資金で建売住宅用地や中古マンションを仕入れましたが、竣工した建売住宅が契約できたものの顧客都合で期中に売却(引き渡し)できず、また、有利子負債返済のために簿価以下で物件売却せざるを得ず、たな卸資産評価損を計上したことにより、販管費を補える程の売上総利益を確保できず営業利益、経常利益の黒字化には至らず当期純損失399百万円を計上いたしました。

2017年2月期(非連結決算)は、前期契約した建売住宅の売却や東京支店の閉鎖や子会社の解散による非連結決算移行等を実行、経営体制が刷新されて社内改革を進めたものの、新たに仕入れた建売住宅が契約に至らず、売上総利益は前期より増加したものの販管費を補える程ではなく、営業利益、経常利益の黒字化には至らず当期純損失105百万円を計上いたしました。

決算期を変更し変則決算となった2017年10月期(非連結決算)は、前期契約に至らなかった建売住宅の売却、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売、新たな建売住宅用地を仕入れる等、積極的な営業活動を行ったものの、有利子負債返済のために簿価以下で物件売却したことにより、販管費を補える程の売上総利益を確保できず営業利益、経常利益の黒字化には至らず、また、固定資産の減損損失の計上により当期純損失1,033百万円を計上することとなりました。

2018年10月期(非連結決算)は、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売の引渡し完了による手数料を受領、建売1戸の売却や不動産賃貸管理事業において安定的に収益を確保したこと等により当期純利益4百万円を計上いたしました。

このように2015年6月に第三者割当増資を実施し、100百万円の事業資金を確保したことで、直近の期末決算では最終利益が確保できたものの、最終利益を原資とした有利子負債の返済を実行するには至っておりません。

また、前述のとおり、当社の2018年10月期期末の有利子負債残高は1,449百万円であり、そのうちの借入れ4案件合計653百万円については、約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済も猶予いただいている状況ですが、借入れ2案件合計796百万円については、債権者から当社に対して前記の元金、元金に対する未払いの約定利息及び元金の返済期限到来後に年14%の割合で発生している未払いの遅延損害金の全額の支払いを求められており、返済の猶予がなく早急に対応することが必要な状況となっておりました。当該2案件がこうした状況に至った経緯は次のとおりです。

— 26 —

- ①風力発電事業のライセンス取得や運転資金等の事業資金のために発行していた社債の償還期限が到来する2009年7月に当該社債償還費用として金融機関から借り入れた案件です。借入後、業績の低迷により弁済を猶予(返済期日を更新)いただいておりましたが、2013年7月末に返済期日が到来しました。以降は、当社が弁済できない以上は返済期日が到来した状態を維持したいという先方の要望もあり、期日が到来した状態を維持しながら交渉を続けてまいりましたが、2018年1月に債権が第三者へ譲渡されることとなりました。
- ②当社の連結子会社(2010年11月清算)が分譲マンションのプロジェクト資金として借り入れたものの業績不振で会社を清算するにあたり2010年7月に連帯保証人として債務を引き継いだ案件です。借入後、業績の低迷により弁済を猶予いただいておりましたが、2013年10月末に返済期日が到来しました。以降は、当社が弁済できない以上は返済期日が到来した状態を維持したいという先方の要望もあり、期日が到来した状態を維持しながら交渉を続けてまいりましたが、2018年3月に債権が第三者へ譲渡されることとなりました。

それぞれ返済期限が到来した有利子負債であり、期限の利益を喪失した状態だったため、様々なスポンサー候補と相談、交渉を行ってまいりましたが、借入先への返済に充当可能な額を提供してもらえる相手先が見つからない中、EVO FUNDからは、300百万円の融資を実行いただいた上で最終的には株主総会特別決議による授権枠拡大後の発行可能株式総数の上限に近い新株予約権の発行をすることで総額432百万円の資金提供をいただくことが可能である旨表明いただきました。当社で早急に対処が必要である有利子負債796百万円に対して、この432百万円はその満額を返済できる金額ではなかったものの、様々なスポンサー候補を回って出資を打診した結果、432百万円という金額は相談、交渉を行ってきた中でも最大金額であり、そのため現状当社が調達できる額の限界であると考え、2018年11月9日開催の臨時株主総会で決議を経て、EVO FUNDを引受先として第4回新株予約権を発行いたしました。その後、解決に向けて交渉を続けた結果、次のとおり解決いたしました。

①の案件については、2019年1月23日に弁済合意に至り、本件弁済に伴い、当社の認識している債務と弁済額との差額である70,789千円を遅延損害金として特別損失に計上いたしました。なお、本件弁済に関して、当社の資金状況では直接弁済が不可能であることから、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で新たに金銭消費貸借契約を締結し、本件弁済に充当いたしました。

— 27 —

②の案件については、2018年12月12日付でEVO FUNDの属するグループの関連会社に譲渡されることとなり、当社は、新債権者との間で返済期限を2021年3月12日まで延長及び金利を0.1%に変更することについて合意に至りました。

以上の結果、2019年1月末時点における有利子負債の総額は1,556百万円となり、 期限の利益を喪失した状態の有利子負債は存在しておりません。しかしながら、有 利子負債残高1,556百万円のうち借入れ6案件1,356百万円は、銀行等に元金の返済 の猶予をお願いしている状況が継続しており、このような状況を改善するための弁 済手法について検討してまいりました。前述に記載のとおり、業績面では前期 (2018年10月期) に最終黒字化を達成したものの、今期(2019年10月期) においては 前述の遅延損害金を計上したことで当期純損失となる見込みであり、直近の第1四 半期においても営業赤字という状況です。そのため、現在の事業収益から生まれる キャッシュ・フローからの弁済では相当な時間を要すため、再び期限の利益を喪失 した状態の有利子負債となりかねないことから、相当な時間を要すような弁済方法 は選択肢とはなりえませんでした。また、2019年10月期第1四半期における純資産 は99千円という状況となっており資本の増強も課題となっておりました。一方で、 2018年11月12日付で発行しました第4回新株予約権が行使されることで有利子負債 の一部を弁済でき、かつ、資本の増強もできますが、当該行使で得られる資金のみ では有利子負債の総額に対して不足しており再び期限の利益を喪失した状態の有利 子負債となりかねないことから、引き続き経営課題となります。

そこで、有利子負債の圧縮と資本の増強のための施策を検討すべく、新株予約権の引受先であるEVO FUNDが属するグループの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)に対して、弁済方法について上記のとおり現在の事業収入から生まれるキャッシュ・フローからの弁済では相当な時間を要することから、当社財務健全性の改善策について相談したところ、同社から現在当社の債権者となっている割当予定先3社による本第三者割当の提案を受けました。

— 28 —

前述のとおり、EVO FUNDが属するグループであるEVOLUTION FINANCIAL GROUPは、 創業者兼グローバルCIOであるマイケル・ラーチ氏の指揮の下、昨年より当社の期限 の利益を喪失した有利子負債に係る当初債権者との交渉や当社の財務状況から他の 投資家からは期待できない低金利での貸付をはじめとした様々な支援を、当社の再建のためにスポンサーとして提供いただいています。また、2019年5月13日付けで開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」(2. 事業目的に係る定款一部変更の件)及び「役員選任に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDが属するグループが得意とする分野を新規事業として検討しており、新規事業の検討にあたっては当該事業分野における知識や経験を有した人材が必要になることに鑑み、同グループから社外取締役2名の派遣を受ける予定です。

この度の債務の株式化により資本が672百万円増加すること、及び2019年5月13日付で開示いたしました「新株予約権の行使に関するお知らせ」のとおり第4回新株予約権の行使によって得られた232百万円を借入の弁済に充当することによって、有利子負債は合計で905百万円圧縮され、その残高は約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済も猶予いただいている借入れ4案件合計651百万円まで減少する見込みです。 更に、この度の債務の株式化により同時に資本が672百万円増加することから、自己資本比率も大きく改善することになります。そのため、経営課題解消に向けて大きく前進できると判断し、債権者である3社を割当予定先とした第三者割当による新株発行として債務の株式化(DES)を決定いたしました。何卒、株主・投資家の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

5. 発行条件等について

本種類株式の払込金額(本種類株式1株につき145円)については、当社の普通株式1株当たりの純資産額が0.97円(2018年10月末時点)であること、今後の財務状況悪化に伴う上場廃止のリスク等を考慮した上で、割当予定先との数度にわたる協議の結果決定したものであります。

上記の価額は、本種類株式1株の取得請求権行使によって普通株式100株が発行されることを考慮すると、普通株式1株当たり1.45円相当となり、当該価額は、本第三者割当に係る本取締役会決議日の直前営業日における当社株式の終値12円に対して87.92%のディスカウントとなります。

当社といたしましては、本種類株式を発行することに加え、上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

— 29 —

第3号議案 事業日的に係る定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社の現状については、2019年2月18日付「事業の現状、今後の展開等につい て」にてお知らせしましたとおり、2008年の米国サブプライムローン問題の顕在 化に端を発した世界的な景気後退により、事業が長らく低迷し、その間、継続企 業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し続けております。 また、業績面においては2018年10月期に黒字化しましたが、既存債権者様への弁 済を実施できるほどの規模には至っておらず、弁済に猶予をいただいているよう な状況です。このような状況を解消するためにも当社の既存事業を拡大しなけれ ばなりませんが、①不動産分譲事業については、現在の資金状況では仕入れる物 件数や金額が限定されます。また、②不動産賃貸管理事業は安定した利益計上を しており、現在の当社の事業の柱ではあるものの、現状では爆発的に業績が拡大 できるビジネスではなく、相応の時間を費やして拡大していかざるをえません。 当該事業を拡大していくことに変わりはありませんが、更なる発展を目指すため にも新規事業の検討を続けてまいりましたが、当社が単独で何かを実施するには 限界があるため、新株予約権の引受先であるEVO FUNDが属するグループの関連会 社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社に対して、新規事業の検討について相談い たしました。そこで、EVO FUNDが属するグループが得意とする分野を新規事業と して検討することについて提案され、未知の分野である様々な新規事業にサポー トを得ながら検討できることはメリットがあるものと判断し、新規事業の検討に ついて決定いたしました。また、検討後、必要に応じてすぐに実行できる体制を 整えることで当社の企業価値を向上できるものと判断し、第1号議案「種類株式 発行に係る定款一部変更の件」の定款変更と同時に上程することといたしました。 さらに、既存の事業目的についても、すでに撤退したような事業目的も散見され るため、このタイミングで見直しを行いました。既存事業である前記①及び②に 関連する事業目的を集約・整理し、更にはすでに撤退した事業目的や将来的な展 望が無い事業目的については削除することで、株主の皆様に対して原弘産は前記 ①及び②のような不動産分野の事業を営む企業であることを改めてご認識いただ き、将来的に新たな分野にも力を注ぐような企業となっていくことをご理解いた だけるものと判断し、大幅な見直しを行いました。その結果、現行定款第2条 (目的) につきまして、事業目的を変更するものであります。何卒、株主・投資家 の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、この度上程する新たな事業目的については、全て検討中であるため、何 ら決定したものはございません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| (工) 除れる交叉印力で 小 しょ | | | |
|---|--|--|--|
| 現行定款 | 変更案 | | |
| (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 宅地建物取引業 2. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務 3. 不動産の取引及び不動産の証券化に関する研究・コンサルタント業 4. 不動産有効活用に関する企画・設計 5. フランチャイズチェーンシステムによる賃貸住宅の経営及び経営指導 | (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと を目的とする。 (削 除) 1. 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定 及び管理業並びに駐車場の経営 (削 除) (削 除) (削 除) | | |
| 6. 建築設計・監理施工及び請負業 7. 土木工事業 (新 設) (新 設) (新 設) | 2. 建築設計・監理施工及び請負業、土木工事業 3. 債権管理回収業 4. 投資業 5. 商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業 | | |
| (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) <u>8</u> . 損害保険代理店業 | 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 7. その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務 8. 貸金業9. リース業 10. IT関連事業 11. 損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関 | | |
| 9. 建物維持管理業務 10. 住宅用設備機器の卸・販売業 11. エネルギーの研究、開発並びに技術 提供 12. 一般及び産業廃棄物処理の研究、開 発並びに技術提供 | する業務 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) | | |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 13. 太陽、風力、水力、地熱、水素、海 洋等のエネルギー供給機械器具装置 の製作、販売及び輸出入業 | (削 除) |
| り表す、販売及び輸出入業 14. 一般及び産業廃棄物処理装置の製作、販売及び輸出入業 | (削 除) |
| 15. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬、 処理 | (削 除) |
| 16. 一般及び産業廃棄物の中間処理場の 経営 | (削 除) |
| 17. 一般及び産業廃棄物の再生処理業 18. 一般及び産業廃棄物を利用した土木 建築用資材の販売 | (削 除) (削 除) |
| 建築用資材の販売 19. 魚類増殖用施設の販売及び輸出入業 20. 汚水処理施設の管理 21. 駐車場の経営 22. 生命保険の募集に関する業務 23. 介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業、訪問人浴介護事業、通所介護事業、通所の上活介護事業、通所の上活介護事業、短期入所生活介護事業、短期入所生活介護事業、特定施設入居者生活介護事業、福祉用具貸与事業、居宅所護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問の計算。 24. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護予防訪問の計算。 24. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護予防部間介護事業、介護予防語問介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防短短期入所療養介護事業、介護予防短短期入所療養介護事業、介護予防短短期入所療養介護事業、介護予防短短期入所療養介護事業、介護予防福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉相具質与事業、特定介護予防福祉相具販売事業 | 12. 魚類増殖用施設の販売及び輸出入業(削 除)(削 除)(削 除)(削 除)(削 除)(削 除) |

| 現行定款 | 変更案 | |
|---|--|--|
| 25. 介護、福祉に関する事業の研究・コンサルタント業 | (削 除) | |
| 26. 介護用品及び介護機器の貸与、販売 | (削 除) | |
| <u>並びに健康食品の販売</u> 27. 介護運送業 | (削 除) | |
| 28. 身体障害者に対する介護事業 29. 保険・医療・福祉に関するセミナー | (削 除) (削 除) | |
| の企画・運営・実施 30. 調理業及び飲食店の営業 | (削 除) | |
| 31. 配食サービス事業 32. 自動車、自動車部品の販売 | (削 除) (削 除) | |
| 33. 自動車の定期点検及び修理に関する 斡旋業務 | (削 除) | |
| 34. 建築資材、建設・土木機械の輸出入 業 | (削 除) | |
| 35. 住宅設備機器 (太陽光発電装置等) の製造、販売及び輸出入業 | (削 除) | |
| 36. 食料品の製造・販売 37. 電力需給契約の斡旋業務 | (削 除) (削 除) | |
| 38. 上記各号に付帯関連する一切の業務 (新 設) | (削 除) 13. 人事、総務等の事務代行業 | |
| (新 設) | 14. 企業、団体等の社会的責任 (CSR) に関する支援業 | |
| (新 設) | 15. 統合/機能性医療及びパフォーマン スサイエンス事業 | |
| (新 設) | 16. 前各号に関連するライセンスの管理 | |
| (新 設) | 業 17. 前各号に関連する、製造業、卸売 | |
| (+r =n.) | 業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業 | |
| (新 設) | 18. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 | |
| (新 設) (新 設) | 19. 前各号に付帯又は関連する一切の業 20. 前各号に掲げる事業を営む会社の株 | |
| | 式又は持分を所有することにより、 当該会社の事業活動を支配・管理す | |
| | <u>ること</u> | |

第4号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選仟の件

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)選任の理由

当社は、2019年5月13日付で別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の引受先であるEVO FUNDが属するグループの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社に対して、新規事業の検討について相談いたしました。そこで、EVO FUNDが属するグループが得意とする分野を新規事業として検討することについて提案され、未知の分野である様々な新規事業にサポートを得ながら検討できることはメリットがあるものと判断し、新規事業の検討について決定いたしました。さらに、新規事業の検討にあたっては当該事業分野における知識や経験を有した人材が必要になることに鑑み、合わせて人材の紹介を依頼したところ、社外取締役候補として2名の紹介を受けました。新規事業の検討及び実行に向けて、当該事業分野の知識や経験から、当社の意思決定に際して当該社外取締役候補の適切な意見を反映できるものと考え、また、業務執行への監督機能の更なる強化を図ることを目的として、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者2名を選任することといたしました。経営に外部視点を取り入れ、多様性を図ることは、企業価値の向上に資するものと捉えております。何卒、株主・投資家の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

— 34 —

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の氏名、生年月日及び略歴

| | I | 女具(Wind William | 版ではく。) 候補有の以名、生物 | |
|-------|------------------------------------|---|---|---------------|
| 候補者 号 | 氏名 (生年月日) | | 、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式 |
| 1 | デイビッド・ スコット (1963年 6月7日生) | 1997年6月 2001年3月 2001年3月 2007年6月 2013年8月 2013年9月 2018年7月 (社外においましている) 長話躍しておいます。 の経験といるといる。 | プ社・インスト と で で と で で と で と と と と と と と と と と と | |
| | | 候補者といた | しょした。 | |

| 候補者番 号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、 | 担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式 |
|--------|---|---|--|---------------|
| 番 号 | アンドリュ ー・ フリード (1980年 8月7日生) | 2002年8月 2005年3月 2006年3月 2007年10月 2015年2月 2018年8月 (社外取締役)日 いて経営体と 験とに経営い見記 | エボジャートンラージャーンシーン・スペーン・スペーン・スペーン・スペーン・スペーン・スペーン・スペーン・スペ | 当社の株式 |
| | | 規事業への貢 | その経験と人脈を生かして新 歌をしていただけると判断した 帝役候補者といたしました。 | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 上記2名は、社外取締役候補者です。

以 上

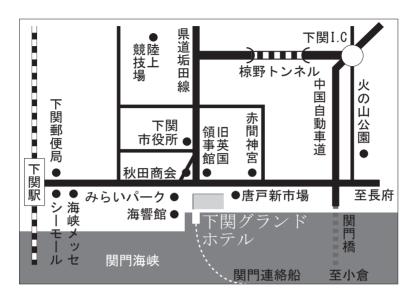
【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

臨時株主総会の株主総会参考書類2頁から14頁に記載の第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

株主総会会場ご案内略図



場所 山口県下関市南部町31番2号 下関グランドホテル 2階 飛翔の間 新下関駅(新幹線)より車で20分 下関駅(山陽本線)より車で5分 下関I.C.より車で15分 門司港桟橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。